

第 1 4 回宮城県屋外広告物審議会
議 案 書

議案第 2 1 号

屋外広告物に係る禁止地域を指定することについて（P 1～P 2）

平成 2 1 年 1 月

宮城県屋外広告物審議会

議案第 21 号

屋外広告物に係る禁止地域を指定する ことについて

[根拠条文：屋外広告物条例第 2 条第 8 号及び第 9 号]

屋外広告物に係る禁止地域の指定

屋外広告物条例(昭和49年宮城県条例第16号)第2条第8号及び第9号の規定に基づき、平成5年9月28日宮城県告示第1045号(「屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定」)「一 禁止地域」の「2 条例第2条第8号及び第9号の規定により指定する区間及び区域」に定める別表を下表下線部のとおり改正して、広告物等を表示し、又は設置してはならない地域又は場所を新たに指定するもの。

記

道路・鉄道	指定する区間又は区域	
	区間	展望することができる地域
(略) <u>一般国道45号</u> <u>(三陸縦貫自動車道)</u>	<u>桃生津山インターチェンジ</u> <u>から登米インターチェンジま</u> <u>で</u>	本線の路肩から500m以内の区域で、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域を除く区域

【指定理由】

一般国道45号(三陸縦貫自動車道)の桃生津山インターチェンジから登米インターチェンジまでの区間が新たに供用開始される予定であり、当該路線及びそこから展望できる地域において良好な景観の維持及び形成を図る必要があるため。

【指定時期】

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、上記区間が供用開始された後、速やかに指定する。(平成21年3月下旬を予定)